什 印 個人市民税 特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書 個人県民税 住所又は本店若しくは 常総市水海道諏訪町123-45 主たる事務所の所在地 氏名又は名称 特 常総 太郎 及び代表者氏名 別 ××年 ○○月 △△日 徴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 収 法人番号(右詰めで記入) 義 務 者 指定番号 13579 常総市長 殿 0297-23-0000 電話番号

常総市税条例第47条の4の規定により個人市民税・県民税の特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことについて、下記のとおり届出します。

承認を受けている事務所等の 所在地及び名称	常総市水海道諏訪町123-45	
この届出書を提出する日における給与等の支払を受ける者の人	給与の支払を受ける者	(臨時に雇用している者)
数	12 人	人

納期の特例期間に係る<u>10</u>月以前の各月において徴収し、又は徴収すべきであった 税額は、<u>11</u>月10日までに納入します。

※この届出書を提出した場合には、その提出日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われることになります。

毎月給与が発生する従業員(パート・アルバイトを含む)が10人を超えた場合に、納期の特例を受けられなくなります。

この届出書の提出以降にかかる特別徴収税額は、翌月10日が納期限となります。

(この届出の場合の納期限)

6月~10月分 : 11月10日

11月~翌年5月分 : 各月の翌月10日